

# 入札説明書

この入札説明書は、アトム商事株式会社 が令和 6 年12月 10 日付で公告した  
札幌市介護保険施設等非常用自家発電設備整備事業に係る「グループホームあすか  
非常用自家発電設備整備の新設工事」の入札に関する説明書である。

## 1 工事発注者

〒063-0061

アトム商事株式会社 代表取締役 小中 準一

札幌市西区西町北 1 2 丁目 4 - 7

電話 011-664-3773 F A X 011-666-2255

## 2 対象工事

### (1) 工事名

札幌市介護保険施設等非常用自家発電設備整備事業に係る「グループホームあすか非常用  
自家発電設備整備の新設工事」

### (2) 工事場所

札幌市西区西町北 1 2 丁目 4 - 3 グループホームあすか 敷地内

### (3) 工事概要

グループホームあすか 非常用発電機据え付き基礎工事及び据え付け

### (4) 工 期

契約締結から令和 7 年 3 月 14 日迄

## 3 入札参加資格

- (1) 入札参加者は単体企業であること。
- (2) 地方自治体方施行令（昭和 22 年政令第 16 号）167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 申請書及び資料の提出期限の日から落札決定の時までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日札幌市財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。
  - ア 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはそ

の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事をいう。以下同じ。）が暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。

ア 監理技術者にあたっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

イ 申請者と 3 カ月以上の雇用関係があること。

(7) 現場代理人を当該工事現場に常駐させることができること。

(8) 対象工事ごとに示す当該工事に係る設計業務等の受託者（以下「受託者」という。）でないこと。

(9) 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。

(10) 当法人の理事等と業者間に特別の利害関係（租税特別措置法施行令第 25 条の 1 第 6 項第 1 号に規定する親族等の関係にある者をいう。）がないこと。

(11) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと（特定共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

ア 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

(12) その他、公告に定めた参加資格について満たしていること。

#### 4 入札参加申請等

この一般競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げる資格を有するか確認を受ける為、

札幌市工事等一般競争入札施行要綱に準じる申請書及び資料を提出し、当法人による入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書類

- ア 配置予定技術者経歴書及び資格を確認できる書類（保有資格及び雇用関係を確認できる書類等）
- イ 施工実績報告書（任意形式）
- ウ その他必要と認める書類

(2) 提出期限

令和6年12月10日から令和7年1月7日  
午前10時

(3) 提出場所

アトム商事株式会社  
〒063-0061 札幌市西区西町北12丁目4-7  
電話 011-664-3773

(4) 提出方法

事務所に直接持参とすること。

(5) その他

- ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
- イ 提出した資料は返却しない。
- ウ 提出された資料は、当法人が行う入札参加資格の確認以外には使用しない。

**5 入札方法・開札等**

- ②入札の日時 令和6年12月10日 10:00（入札書/第3号様式を持参のこと）
- ②入札の場所 〒063-0061 札幌市西区西町北12丁目4-7
- ③開札の日時 令和7年1月7日 10:00
- ④開札の場所 入札場所に同じ

※入札時に工事費内訳書の提出を求められることがあるので持参すること。

開札は、入札終了後直ちに行うので入札参加者は立ち会うこと。

**6 入札保証金及び契約保証金**

- (1) 入札保証金：無

(2) 契約保証金：無

## 7 落札者の決定方法

(1) 本工事の予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

## 8 入札金額等に係る消費税等の取扱い

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当するを  
加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、端数金額を切り捨てた金額）をも  
って契約金額とするので、入札参加者は、消費税等に、課税事業者であるか免税事業者で  
あるかを問わず見積もった契約希望金額（消費税相当額を含んだ額）の108分の100に  
相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 前金払及び部分払

(1) 無

## 10 現地説明会（設計図書等の配布）

(1) 入札参加希望者は事前に事務所迄電話連絡をすること

入札参加者に限り設計図書をPDFファイル形式にて配布する。

ア 日時 令和6年12月12日午前10時から

イ 場所 グループホームあすか

札幌市西区西町北12丁目4番3号

## 11 設計図書等に関する質問等

(1) 期間 令和6年12月10日10時～令和6年12月30日迄

(2) 方法 メールにて提出のこと。アトム商事株式会社 取締役 / 小中 真美  
(m.konaka@atom-asuka.co.jp)

## 12 消費税等課税事業者等の届け出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者か免税事業者であるか  
を申し出ること。

## 13 契約書作成の要否

契約書は本公告、説明書に準じ作成する。（但し、削除改訂部分その他については別途  
指示する。）

その他、民間連合協定工事請負契約約款に準じることとする。

## 14 入札に関する注意事項

- ①入札者又は代理人は地方自治法施行令第167条4第2項の規定に該当しないこと。
- ②入札参加者は自己の印鑑を持参すること。
- ③入札参加者は、入札書（参考様式 16-1）を作成し、入札の日時までに入札の場所へ持参しなければならない。
- ④入札参加者は、誓約書（第4号様式）を入札の執行前に提出しなければならない。
- ⑤入札書の記載事項を訂正する場合には、当該訂正部分に押印しなければならない。  
金額の訂正は、いかなる場合も認めない。
- ⑥入札参加者は、入札書の提出と併せて当該入札書に記載した金額の内訳として見積内訳書を提出しなければならない。
- ⑦入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった税抜き金額を入札書に記載すること。
- ⑧入札参加者は、入札の執行完了に至る迄は、入札辞退届（第5号様式）により入札の辞退を申し出ることができる。
- ⑨入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の疑義が生じ公正性を欠く場合は入札を延期、又は中止する場合がある。
- ⑩入札書に記載された金額と見積内訳書の金額に相違があり、重大かつ明白な不備がある場合や誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である場合は無効となる。
- ⑪入札後は、いかなる理由をもってしても、入札人がなした入札に異議を申し立てることが出来ない。

## 15 落者について

### (1) 落札者の決定

- ①本案件は、最低制限価格を設けているので、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した物を落札者とする。
- ②落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある時は、くじ引きによって落札者を決定するものとする。1人がくじ引きに参加しなかった場合には参加した1人を落札者とする。

### (2) 契約の締結

- ①落札者は、落札決定後7日以内に契約を締結しなくてはならない。
- ②契約は、民間連合協定工事請負契約約款による。

### (3) その他

- ①落札者は落札によって得た権利を第三者に譲渡してはならない。
- ②資格確認資料のヒアリングは実施しない。但し、記載内容が不明瞭で入札参加資格を確認できない場合には説明を求める事がある。

※ 問い合わせ先 アトム商事株式会社 011-644-3773 取締役 小中 真美



## 一般競争入札公告

一般競争入札により工事の請負に係る契約を締結するので、下記の通り公告する。

令和6年12月10日

アトム商事株式会社  
代表取締役 小中 準一

### 1 工事発注者

〒063-0061 札幌市西区西町北12丁目4-7  
アトム商事株式会社

### 2 対象工事

- (1) 工事名 札幌市介護保険施設等非常用自家発電設備整備事業に係る「グループホームあすか非常用自家発電設備整備の新設」
- (2) 工事場所 札幌市西区西町北12丁目4番3号  
グループホームあすか敷地内
- (3) 工事概要 グループホームあすか非常用発電機据え付き基礎工事及び据付け
- (4) 工期 契約締結日から令和7年3月14日迄

### 3 入札参加資格

- (1) 入札参加者は単体企業であること。
- (2) 地方自治法施工令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規程に該当しない者であること。
- (3) 申請書及び資料の提出期限の日から落札決定迄の期間内に、北海道競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号、以下「条例」と言う）に基づき、暴力団関係者に該当しない者。
- (6) 令和6年度内に工事を完了できること。

### 4 入札に関する詳細を記した入札説明書は、「アトム商事株式会社」ホームページにて掲載しており参照のこと。

### 5

- (1) 入札の場所 交付場所に同じ

- (2) 開札の日時 令和7年1月7日 10:00
- (3) 開札の場所 入札場所に同じ
- (4) 提出の方法 (2)の日時に直接持参とすること